

企業会計基準委員会御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

企業会計基準公開草案第56号（企業会計基準第12号の改正案）
「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第51号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」について

2014年2月25日に公表された標記公開草案（以下『公開草案』）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

『公開草案』は、2013年9月13日に最終改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第28項に関する（注6）に準じた会計処理を、四半期財務諸表にも適用することを提案している。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第28項に関する（注6）

企業結合日以降の決算において、配分が完了しなかった場合は、その時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行い、その後追加的に入手した情報等に基づき配分額を確定させる。

なお、暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合には、企業結合年度に当該確定が行われたかのように会計処理を行う。企業結合年度の翌年度の連結財務諸表及び個別財務諸表（…略…）と併せて企業結合年度の財務諸表を表示するときには、当該企業結合年度の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分の見直しを反映させる。

『公開草案』は四半期財務諸表でも、上記の下線部と同様の取り扱いをすることを明らかにしている。さらに、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第49-2項の注記に関する規定を、四半期財務諸表にも適用することを提案している。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第49-2項

企業結合年度の翌年度において、暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しがなされた事業年度において、その見直しの内容および金額を注記する。なお、…以下略

我々は、企業結合に関する暫定的な会計処理の確定について、本決算と四半期決算の財務諸表における取扱い方法や注記の平仄を合わせた『公開草案』の提案に賛成する。

さらに、『公開草案』は、企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第66項の(2)②に下線部を追加し、注記の内容を拡充することを提案している。

企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第66項

取得とされた重要な企業結合を行った四半期会計期間において記載が求められる注記には、以下のものを含むこととする。…以下略

(1) …以下略

(2) 同項に定める「実施した会計処理の概要」には、被取得企業等の取得原価及び対価の種類ごとの内訳、発生したのれんに関する事項を記載する。

① …以下略

② 発生したのれんに関する事項には、のれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間、また、負ののれんの場合には、負ののれんの種類及び発生原因を記載する。なお、暫定的な処理により算定される場合はその旨も記載することとする。その後暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においてはその旨を記載することとする。また、暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直し内容及び金額を注記することとする。

我々は、四半期財務諸表の利用者に配慮し、注記内容の充実を図る『公開草案』の提案に賛成する。ただし、新たに求められる注記内容をより明確にするため、第66項の(2)②文末の「その見直し内容及び金額」を、「その見直し内容及び純損益その他の重要な項目への影響額」という様な表現に変更することを提案する。

改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」は2015年4月1日に適用が開始されるが、「当期純利益」の言葉は同じだがその意味が変わるなど、財務諸表の利用者にとって影響の大きな会計基準等の改正である。我々は、改正に伴う会計処理や開示に関する疑問点の解消を図る『公開草案』の様な企業会計基準委員会の取組みを、高く評価したい。

以上